

平成 24 年 6 月 29 日

生活保護問題対策全国会議
大阪クレジット・サラ金被害者の会（大阪いちょうの会）
社会福祉法人聖フランシスコ会ふるさとの家
歯科保健研究会
わたなべ往診歯科
全大阪生活と健康を守る会連合会
特定非営利活動法人ジョイフルさつき
釜ヶ崎キリスト協友会
釜ヶ崎医療連絡会議
釜ヶ崎高齢者特別就労組合準備会
野宿者ネットワーク
日本福音ルーテル教会「喜望の家」
関西合同労働組合
派遣労働ネットワーク関西
豊中社会保障推進協議会
大阪民主医療機関連合会
兵庫県精神障害者連絡会
怒っているぞ！障害者切りすて！ネットワーク関西
怒っているぞ！障害者切りすて！全国ネットワーク
和歌山あざみの会
笹島診療所
右京生活と健康を守る会
近畿生活保護支援法律家ネットワーク
北陸生活保護支援ネットワーク福井
特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい
全国クレジット・サラ金問題対策協議会
反貧困ネットワーク

様

大阪市西成区長

〔 担当；保健福祉課（生活支援） 〕

〔 電話；06 - 6659 - 9872 〕

西成区における生活保護受給者の医療機関等登録制度の
撤回を求める要望書について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 24 年 6 月 4 日にいただきました「西成区における生活保護受給者の医療機関等登録制度の撤回を求める要望書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市生活保護行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

12.7.02

又 張

番号

西成区における生活保護受給者の医療機関等登録制度の撤回を求める要望書

項目

(回答)

西成区におきましては、これまでも生活保護受給者の適正な医療の確保のため、重複受診等の指導を行ってまいりました。しかし、最近の新聞等の報道にもありますように、一部受給者によります重複受診や複数医療機関を利用しての重複服薬が問題視されています。そこで、生活保護受給者の適正な医療を確保するために、「医療機関等登録制度」の実施を検討しております。

医療扶助の実施にあたっては、便宜上、社会保険等の他制度に準じて取り扱いをしておりますが、生活保護制度は、国民の最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないという原則があり、医療機関等の登録に際しまして、生活保護受給者の希望を聞きながら「医療機関等登録証」に記載していくこととなりますので、これまでの医療扶助に係る指導・助言を越えるものではありません。

主治医の判断で他医療機関の受診が必要となれば、登録して受診していただくこととなります。大学付属病院などの高次の医療機関と地域のかかりつけ医との同時受診についても、医師の紹介状等をうけとり、受診していただくこととなります。

セカンドオピニオンや転院についても、必要に応じて対応していきます。

重複受診や重複服薬を受けることは、生活保護受給者自身の身体にも悪影響を及ぼすことが懸念されることから、これを予防し、生活保護受給者に対する適正な医療を確保するため、医療機関等登録制度は必要と考えます。

担当 西成区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6659-9867